

インターネット誹謗中傷対策法案

(正式名称：刑法等の一部を改正する法律案)

法案のコンセプト

インターネット・SNS 上等の誹謗中傷への対策を行う

背景・問題意識

- ・インターネット上の誹謗中傷が社会的な問題となっている現状にある。
- ・侮辱罪の厳罰化（法定刑の引き上げ）が閣法・刑法等一部改正案で提案されているが、表現の自由を脅かすと同時に、インターネット・SNS 上等の誹謗中傷への対策としての確なものとは言えない対応策である。



法案の概要

- ・刑法の一部改正＝加害目的誹謗等罪の創設
人の内面における人格に対する加害の目的で人を誹謗、中傷した者は拘留又は科料に処する。公共性、公益目的、真実性があったと認められる場合は罰しない、などの特例を定める。
- ・犯罪被害者保護法の一部改正
損害賠償命令制度の対象事件に名誉毀損罪などを追加する。
- ・プロバイダ責任制限法の一部改正
特定電気通信の定義や権利侵害の態様などを見直すとともに、ドメイン・ネーム管理者にも開示請求できるようにする。



法案の効果

- ・侮辱には当たらないが、相手の人格を攻撃する誹謗中傷行為を、正面から刑法の対象にすることができるとともに、名誉毀損の場合と同様の特例を設けることで、政治家などへの正当な批判などは罰せられないこととしている。
- ・発信者情報の開示を幅広く認めることを可能にする。